

2017 年 3 月 8 日

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長 山本 健二
政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

さて、国は下請等中小企業の取引条件の改善に向けて、2016 年 12 月に①下請法運用基準の改正、②下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、③下請代金の支払手段についての通達の見直しを行いました。そして、業界団体、親事業者等に対して今般の改正内容の社内への周知徹底、法令遵守に向けた社内体制の整備等を指導するよう要請しています。

情報提供が遅れましたが、政策情報 No. 2 でその内容についてお知らせ致します。

フード連合／政策情報 No.2

下請等中小企業の取引条件の改善に向けて (①下請法運用基準の改正②振興法・進行基準の改正③下請代金支払い)

1. 周知する法令の運用強化について

親事業者と下請事業者が公平・公正な関係を築くためには、親事業者が下請代金支払遅延等防止法等を厳守し、下請事業者との取引を適正化することが前提となります。しかしながら、依然として下請事業者に対して不利な取引条件を押しつける事例が報告されています。

取引条件は、親事業者と下請事業者の双方が対等な立場で十分に協議し、合理的な内容で決定されることが基本となります。こうした趣旨に鑑み、今般の改正内容をご理解のうえ、関係する業者間との取引が適正な取引となっているかチェックをお願いいたします。

国は、違反行為の未然防止、下請事業者との望ましい関係の構築の観点から、次の措置を講じることを要請しています。

- ① 今般の改正等の内容について、購買、外注担当を始め、役員等の経営責任者まで周知徹底を図ること。
- ② 社内の業務規定やマニュアル等の点検、見直しを行い、法令遵守に向けた社内体制を整備すること。
- ③ 担当役員等の責任者には調達担当の指導及び監督に当たらせること。

詳細については、別添の概要と要請文書をご覧ください。

(<http://www.meti.go.jp/press/2016/12/20161220003/20161220003.html>)

2. フード連合の対応

食品産業の持続可能性を高めるためには、サプライチェーンを構成する中小企業の収益性と生産性の向上が不可欠です。人手不足がより一層進む中で、中小企業の生産性の向上をはかり、付加価値創造の源泉である人材の確保・育成をはかる必要があります。

フード連合は、下請等中小企業の取引条件の改善に向けて、連合や政策顧問を通じて法令に違反する不公正な取引慣行を是正し、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分の実現を求めています。

以上